

久喜市物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯等分）

給付事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、継続する物価高騰が市民の家計により甚大な影響を与えていることを踏まえ、住民税が非課税の世帯等に対し、久喜市物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯等分）（以下「給付金」という。）を支給する久喜市物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯等分）給付事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者等）

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において久喜市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかの要件に該当する世帯（以下「支給対象世帯」という。）の世帯主とする。

（1） 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）均等割（以下「住民税均等割」という。）が課されていない者のみで構成される世帯

（2） 久喜市税条例（平成22年久喜市条例第61号）の規定により令和6年度分の市民税が免除されている者のみで構成される世帯

2 前項の規定にかかわらず、次の全ての要件を満たす者は、支給対象者とする。

（1） 配偶者からの暴力等を理由に久喜市に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（避難前において世帯主として給付金の支給を受けている者を除く。以下「避難者」という。）であること。

（2） 基準日における久喜市の住民基本台帳への記録の有無にかかわらず、住民基本台帳に記録されている市区町村において、前項の所得の要件と同等の所得の要件を満たしていると市長が認める者であること。

(3) 次に掲げる要件のいずれかの要件を満たしていること。

ア 避難者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令が出されていること。

イ 婦人相談所から、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に対し、婦人相談所が発行する証明書を含む。）が発行されていること。

ウ 婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して避難者及びその同伴者の支援を行っている婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体その他の民間支援団体から、避難者であることの確認書が発行されていること。

エ 基準日の翌日以降に住民票が居住市区町村へ移され、久喜市住民基本台帳事務における支援措置に係る事務処理要綱（平成31年久喜市告示第111号）に基づく支援措置の対象となっていること。

オ 避難者と住民基本台帳に記録されている世帯に属している者との間に生活の一体性がないと認められること。

3 前2項の規定にかかわらず、次の全ての要件を満たす者は、支給対象者とする。

(1) 基準日時点で満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者であること。

(2) 第1項の所得の要件と同等の所得の要件を満たしていると市長が認める者であること。

(3) 次に掲げる要件のいずれかの要件を満たしていること。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親に委託されている者（同法第6条に規定する保護者（以下「保護者」とい

う。)の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除く。)であること。

イ 児童福祉法第27条第1項第3号又は第27条の2第1項の規定により入所措置が採られ、同法第37条に規定する乳児院に入所している者(保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)であること。

4 前3項の規定にかかわらず、次の全ての要件を満たす者は、支給対象者とする。

(1) 市長により次に掲げるいずれかの措置がとられ、市外の施設等に入所等(2か月以内の期間を定めて行われる入所者を除く。)をしていること。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置

イ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項又は第11条第1項の規定による措置

(2) 第1項の所得の要件と同等の所得の要件を満たしていると市長が認める者であること。

5 前4項の規定にかかわらず、次の全ての要件を満たす者は、支給対象者とする。

(1) 居住が安定せず、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていなかった者で、基準日の翌日以後、久喜市において住民基本台帳に記録されたものであること。

(2) 第1項の所得の要件と同等の所得の要件を満たしていると市長が認め

る者であること。

- 6 前5項の規定にかかわらず、次の全ての要件を満たす者は、支給対象者とする。

- (1) いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者であること。
- (2) 自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市長に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるものであること。

- 7 前6項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、支給対象者としな

- (1) 支給対象世帯の世帯主であった者を含む世帯の世帯主
- (2) 基準日において同一の世帯に属していた親族について、基準日の翌日以後の住民票の異動により、同一の住所において別世帯とする世帯の分離の届出があった場合において、世帯の分離前又は世帯の分離後のいずれかの世帯の世帯主が給付金を受給したときの同一の住所における給付金を支給されていない世帯の世帯主
- (3) 租税条約による免除の適用の届出によって住民税均等割が課されていない者を含む世帯の世帯主
- (4) 久喜市以外の市区町村において、給付金と目的を同じくする給付を受けた世帯の世帯主

(給付金等の額)

第3条 給付金の額は、支給対象世帯一世帯当たり3万円とする。

- 2 支給対象世帯に基準日において18歳以下の児童（18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童をいう。以下この条において同じ。）がある場合、当該児童1人当たり2万円を加算して給付するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、支給対象世帯に基準日以降に出生した新生児（以下「支給対象新生児」という。）がある場合又は当該支給対象世帯の世帯主に扶養されている当該支給対象世帯以外の世帯に属する18歳以下の児童がある

場合、当該児童 1 人当たり 2 万円を加算して給付するものとする。

- 4 前 2 項の規定にかかわらず、支給対象世帯に住民票の異動を伴わない施設入所をしている 18 歳以下の児童又は支給対象新生児がある場合は、前 2 項に規定する 2 万円を加算給付は、行わないものとする。

（支払予定通知書による給付金の支給等）

第 4 条 市長は、次の各号に掲げるいずれかの支給対象者に対し、前条第 1 項に規定する給付金の支給を決定し、物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯等分）支給決定通知書兼支払予定通知書（様式第 1 号。以下「支払予定通知書」という。）を送付するものとする。

- （1） 久喜市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業実施要綱（令和 5 年久喜市告示第 289 号）に規定する給付金を口座振込で支給した者

- （2） 久喜市物価高騰対応重点支援給付金給付事業実施要綱（令和 6 年久喜市告示第 44 号）に規定する給付金を口座振込で支給した者

- （3） 久喜市令和 6 年度物価高騰対応重点支援給付金給付事業実施要綱（令和 6 年久喜市告示第 283 号）に規定する給付金を口座振込で支給した者

- 2 支払予定通知書を受けた支給対象者は、市長に対し、物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯等分）受取口座変更（受給辞退）届出書（様式第 2 号。次項及び第 4 項において「変更等届出書」という。）を市長が定める期日までに提出することにより給付金の受取口座を変更し、又は給付金の受給を辞退することができる。

- 3 市長は、市長が定める期日までに変更等届出書により給付金の受給の辞退の届出があったときは、第 1 項に規定する給付金の支給の決定を取り消すものとする。

- 4 市長は、市長が定める期日までに変更等届出書により給付金の受給の辞退の届出がなかったときは、第 3 条第 1 項に規定する給付金を当該支給対象者に支

給するものとする。

（支給申請書による給付金の申請等）

第5条 支払予定通知書を受けない支給対象者は、物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯等分）支給申請書兼請求書（様式第3号。以下「支給申請書」という。）を市長に提出することにより第3条第1項に規定する給付金の支給を申請するものとする。

2 市長は、支給申請書の提出があったときは、内容を審査し、第3条第1項に規定する給付金の支給の可否について決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により給付金の支給を決定したときは、物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯等分）支給決定通知書兼支払通知書（様式第4号）により当該支給対象者に通知し、給付金を支給するものとする。

4 市長は、第2項の規定により給付金について支給をしないことを決定したときは、物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯等分）不支給決定通知書（様式第5号）により当該支給対象者に通知するものとする。

（こども加算の申請等）

第6条 市長は、第4条第4項及び前条第3項の規定により給付金を支給した支給対象者が、第3条第2項に規定する給付金の要件に該当すると認めるときは、当該支給対象者に対し、当該給付金を支給するものとする。

2 第3条第3項に規定する給付金（以下「こども加算」という。）を受給しようとする支給対象者は、物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯等分）こども加算支給申請書兼請求書（様式第6号。以下「こども加算支給申請書」という。）を市長に提出することによりこども加算の支給を申請するものとする。

3 市長は、こども加算支給申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、こども加算の支給の可否について決定するものとする。

4 市長は、前項の規定によりこども加算の支給を決定したときは、物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯等分）こども加算支給決定通知書兼支払通知書（様式第7号）により当該支給対象者に通知し、こども加算を支給するものとする。

5 市長は、第3項の規定によりこども加算を支給しないことを決定したときは、物価高騰対応重点支援給付金（令和6年度住民税非課税世帯等分）こども加算不支給決定通知書（様式第8号）により当該支給対象者に通知するものとする。

（給付金の申請期限等）

第7条 支給申請書及びこども加算支給申請書の提出期限は、令和7年6月2日とする。

2 市長は、支給対象者が前項に規定する期限までに支給申請書及びこども加算支給申請書の提出をしなかったときは、当該支給対象者が当該申請に係る給付金の受給を辞退したものとみなす。

（給付金の支給が完了できなかった場合の取扱）

第8条 市長は、第3条に規定する給付金の支給の決定後に、支給対象者の責に帰すべき事由により当該給付金の支給が完了できないときは、当該支給対象者が給付金の受給を辞退したものとみなす。

（不当利得の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金を受給した者に対し、支給した給付金の返還を求めるものとする。

（給付金の支給を受ける権利の譲渡又は担保設定の禁止）

第10条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯等分）
支給決定通知書兼支払予定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

久喜市物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯等分）について、下記のとおり支給決定することに決定したので、久喜市物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯等分）給付事業実施要綱第 4 条第 1 項の規定により下記のとおり通知します。

この通知により給付金を受給する方は、申請等の手続は必要ありません。
年 月 日（ ）に、下記の振込口座に給付金を振り込む予定です。

記

1 支給決定金額 金 30,000 円

2 給付金の振込口座

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義（カナ）

【備考】

- （１） 上記の振込先を変更したい場合、又は給付金の受給を辞退したい場合は、 年 月 日（ ）までに、久喜市社会福祉課社会福祉係までその旨をご連絡ください。
- （２） 振込先の変更についてご連絡をいただいた方には、受取口座変更等の届出書を郵送しますので、必要事項等をご記入のうえ、ご返送ください。（支給予定日は変更となりますので、予めご了承ください。）
- （３） 世帯に 18 歳以下の子ども（平成 18 年 4 月 2 日以降に生まれた方）がいる場合は、その子ども 1 人につき 20,000 円の加算給付を行う予定です。（後日改めて通知します。）

様式第 2 号（第 4 条関係）

物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯等分）
受取口座変更（受給辞退）届出書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所
氏 名
電話番号

久喜市物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯等分）について、受取口座を変更したいので（標記給付金の受給を辞退したいので）、久喜市物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯等分）給付事業実施要綱第 4 条第 2 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

☐ ①受取口座を変更します。

【変更後の受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 ※右詰めでご記入ください								口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせてください	
1. 銀行 4. 信連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組		本・支店 本・支所 出張所		1. 普通 2. 当座										
金融機関番号														
店番号														

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は※ 欄にご記入ください						口座番号 ※右詰めでご記入ください								口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせてください	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください	1					0	※									

※口座名義欄は、必ず世帯主本人の名義の口座を、カナ（カタカナ）でご記入ください。
※ご記入の際は、数字の書き間違い（3 と 8 など）、カナの書き間違い（濁点のある・なしなど）にご注意ください。

☐ ②物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯等分）の受給を辞退します。

(表)

様式第3号 (第5条関係)

物価高騰対応重点支援給付金 (令和6年度住民税非課税世帯等分) 支給申請書兼請求書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所
氏 名
電話番号

久喜市物価高騰対応重点支援給付金 (令和6年度住民税非課税世帯等分) の支給を受けたいので、久喜市物価高騰対応重点支援給付金 (令和6年度住民税非課税世帯等分) 給付事業実施要綱第5条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 給付金の申請額 金 30,000 円
- 2 受給方法 口座振込 (下記の口座への振込を希望)

(世帯主の方が記入)

確認欄 (以下の全ての項目を確認し、確認後にチェック欄 (□) にレを入れてください)

給付金を受けるためには、全ての項目にチェック (✓) が必要です。

☐	世帯の中に、令和6年度の住民税が課税となる所得があるにもかかわらず未申告である者はいません。	
☐	世帯の中に、久喜市以外の自治体で世帯主として本給付金と同じ目的で給付される3万円の給付金を受給している者はいません。	

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

※申請期限までに申請がないとき又は申請書の記載内容に不備があり、市が定める期限までに必要な修正が行われないときは、給付金の受給を辞退したものとみなします。

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方が世帯にいる場合は、支給対象となりません。

※給付金の受給を辞退する場合は、久喜市社会福祉課社会福祉係 (0480-22-1111) までご連絡ください。

上記の記入内容に相違ありません。

世帯主氏名		確認日	年 月 日	日中に連絡可能な電話番号	
-------	--	-----	-------	--------------	--

下記の口座への振込を希望します。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください	口座名義 (カナ) ※通帳の表記に合わせてください
1. 銀行 4. 信連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は※欄にご記入ください	通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義 (カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 ※		

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、久喜市社会福祉課社会福祉係 (0480-22-1111) までお問い合わせください。

※口座名義欄は、必ず世帯主本人の名義の口座を、カナ (カタカナ) でご記入ください。

※ご記入の際は、数字の書き間違い (3と8など)、カナの書き間違い (濁点のある・なしなど) にご注意ください。

■ 代理人が申請する場合は、下記の【代理人】欄に記入してください。

【代理人】

代理人	フリガナ	世帯主（支給対象者）との関係	代理人の生年月日	代理人の住所	
	氏名				
			年 月 日	日中に連絡可能な電話番号（ ）	
上記の者を代理人と認め、 物価高騰対応重点支援（確認・請求）を委任します。 給付金（令和6年度（受給）←法定代理の場合は、 非課税世帯等分）の（確認・請求及び受給）委任方法の選択は不要です。				世帯主氏名	署名

※ 代理人が申請する場合は、「代理人の本人確認書類」と「世帯主（支給対象者）の本人確認書類」のコピー（マイナンバーカード（表面）、運転免許証、健康保険被保険者証、パスポート等（いずれか1つ））を、それぞれ裏面に貼付してください。

※ 代理人が申請する場合は、受取口座について、代理人名義の口座も可とします。

代理人確認書類の貼付欄

代理申請をする場合は、代理人の本人確認書類のコピーを貼付してください。

- ・マイナンバーカード（表面）
 - ・運転免許証
 - ・健康保険被保険者証
 - ・パスポート 等
- （上記のいずれか1つ）

※代理申請でない場合は、貼付の必要はありません。

世帯主（支給対象者）確認書類の貼付欄

代理申請をする場合は、世帯主（支給対象者）の本人確認書類のコピーを貼付してください。

- ・マイナンバーカード（表面）
 - ・運転免許証
 - ・健康保険被保険者証
 - ・パスポート 等
- （上記のいずれか1つ）

※代理申請でない場合は、貼付の必要はありません。

久 第 号
年 月 日

物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯等分）
支給決定通知書兼支払通知書

様

久喜市長

年 月 日付けで申請のあった物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯等分）については、下記のとおり支給することに決定したので、久喜市物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯等分）給付事業実施要綱第 5 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 支給決定金額 金 円

2 振込情報

振込予定年月日		年	月	日
振 込 口 座	金融機関名	口座種目		店名
	口座番号			
	口座名義人			

【注意事項】

- ・ 上記内容に不備があり、給付金額が振込不能となった場合、市から申請者に確認の連絡をします。この確認の連絡がとれなかったときは、給付金が支給されないことがあります。
- ・ 給付金の支給後、提出いただいた申請書等の記載事項について虚偽があることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金の返還を求める場合があります。

様式第 5 号（第 5 条関係）

久 第 号
年 月 日

物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯等分）
不支給決定通知書

様

久喜市長

年 月 日付けで申請のあった物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯等分）については、下記の理由により支給しないことに決定したので、久喜市物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯等分）給付事業実施要綱第 5 条第 4 項の規定により通知します。

記

不支給理由

(表)

様式第 6 号 (第 6 条関係)

物価高騰対応重点支援給付金 (令和 6 年度住民税非課税世帯等分)

こども加算支給申請書兼請求書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 (世帯主) 住 所
氏 名
電話番号

久喜市物価高騰対応重点支援給付金 (令和 6 年度住民税非課税世帯等分) のこども加算の支給を受けたいので、久喜市物価高騰対応重点支援給付金 (令和 6 年度住民税非課税世帯等分) 給付事業実施要綱第 6 条第 2 項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 支給の対象となる児童

(フリガナ) 氏 名	現住所地	生年月日	続柄
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

※ 申請者と別世帯である場合は、児童の住所地が確認できる資料の写しを添付してください。

(裏面に続く)

(裏)

3 同意事項

申請にあたっては、下記事項について同意いただいたものとみなします。

- (1) 申請内容等に偽りがあった場合又は支給要件に該当しなかった場合は、給付金（こども加算）を速やかに返還します。
- (2) 給付金（こども加算）の支給について審査を行うため、市が公簿等の確認を行うこと及び必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 市が公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書を申請期限（令和7年6月2日）までに提出しなかったときは、給付金の受給を辞退したものとみなされることに同意します。

4 受取口座記入欄

金融機関名		支店名		分類	口座番号 ※右詰めでご記入 ください				口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせて ください	
1. 銀行 4. 信連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組		本・支店 本・支所 出張所		1. 普通 2. 当座						
金融機関番号		店番号								

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入くだ さい		口座番号 ※右詰めでご記入ください				口座名義（カナ） ※通帳の表記に合 わせてくだ さい	
ゆうちょ銀行を選択された場合は、 貯金通帳の見開き左上またはキャッ シュカードに記載された記号・番号 をご記入ください	1	※						

※口座名義欄は、必ず世帯主本人の名義の口座を、カナ（カタカナ）でご記入ください。

※ご記入の際は、数字の書き間違い（3と8など）、カナの書き間違い（濁点のある・なしなど）にご注意ください。

久 第 号
年 月 日

物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯等分）
こども加算支給決定通知書兼支払通知書

様

久喜市長

年 月 日付けで申請のあった久喜市物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯等分）こども加算については、下記のとおり支給することに決定したので、久喜市物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯等分）給付事業実施要綱第 6 条第 4 項の規定により通知します。

記

1 支給決定金額 金 円

2 振込情報

振込予定年月日		年	月	日
振 込 口 座	金融機関名	口座種目		店名
	口座番号			
	口座名義人			

【注意事項】

- ・上記内容に不備があり、給付金額が振込不能となった場合、市から申請者に確認の連絡をします。この確認の連絡がとれなかったときは、給付金が支給されないことがあります。
- ・給付金の支給後、提出いただいた申請書等の記載事項について虚偽があることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合は、給付金の返還を求める場合があります。

久 第 号
年 月 日

物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯等分）
こども加算不支給決定通知書

様

久喜市長

年 月 日付けで申請のあった久喜市物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯等分）こども加算については、下記の理由により支給しないことに決定したので、久喜市物価高騰対応重点支援給付金（令和 6 年度住民税非課税世帯等分）給付事業実施要綱第 6 条第 5 項の規定により通知します。

記

不支給理由